

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行期日を定める政令案及び 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令案の概要

平成18年8月
警察庁
総務省
国土交通省

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行期日を定める政令案の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行期日を、平成18年12月20日とします。

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令案の概要

1. 特定旅客施設の要件（法第2条第6号関係）

旅客施設が特定旅客施設に該当するための法第2条第6号の政令で定める要件は、

- ① 当該旅客施設の1日当たりの平均的な利用者の人数が5,000人以上である場合又は5,000人以上であると見込まれる場合
- ② 当該旅客施設が所在する市町村の区域の人口及び高齢者・障害者それぞれの人数を基準として一定の方法により算定した当該旅客施設を利用する高齢者・障害者それぞれの人数が、全国の区域における人口及び高齢者・障害者それぞれの人数を基準として一定の方法により算定した上記①の旅客施設を利用する高齢者・障害者それぞれの人数以上であることにより、当該旅客施設を利用する高齢者・障害者それぞれの人数が上記①と同程度以上であると考えられる場合
- ③ 当該旅客施設の周辺に相当数の高齢者、障害者等が利用する官公庁施設、福祉施設その他の施設が存するなど高齢者、障害者等による当該旅客施設の利用状況からみて、移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められる場合

とします。

2. 特定道路の要件（法第2条第9号関係）

法第2条第9号の特定道路に該当するものとして政令で定める道路は、生活関連経路のうちその移動が通常徒歩で行われる道路その他移動等円滑化が特に必要であると認められる道路とします。

3. 特定公園施設の要件（法第2条第13号関係）

法第2条第13号の特定公園施設に該当するものとして政令で定める施設は、次に掲げるものとします。ただし、土地の形質の変更等法令の制限がかかる場合等はこの限りでないこととします。

- ① 都市公園の出入口又は④の駐車場と当該公園における主要な公園施設との間の園路又は広場（専ら公園利用者の通行の用に供する部分に限る。）であって、多数の高齢者、障害者等が利用し、又は利用が見込まれるもの
- ② 広場（屋根付のものに限る。）
- ③ 休憩所
- ④ 駐車場
- ⑤ 便所
- ⑥ リハビリテーション用運動施設
- ⑦ 水飲場
- ⑧ 手洗場
- ⑨ 管理事務所
- ⑩ 掲示板
- ⑪ 標識

4. 特定建築物の要件（法第2条第16号関係）

法第2条第16号の特定建築物に該当するものとして政令で定める建築物は、次に掲げるものとし、ただし、建築基準法第3条第1項に規定するもの及び文化財保護法第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第6号の伝統的建造物群を構成しているものを除くこととします。

- ① 学校
- ② 病院又は診療所
- ③ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ④ 集会場又は公会堂
- ⑤ 展示場
- ⑥ 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ⑦ ホテル又は旅館
- ⑧ 事務所
- ⑨ 共同住宅、寄宿舍又は下宿
- ⑩ 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- ⑪ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- ⑫ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- ⑬ 博物館、美術館又は図書館
- ⑭ 公衆浴場
- ⑮ 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- ⑯ 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

- ⑰ 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- ⑱ 工場
- ⑲ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- ⑳ 自動車の停留又は駐車のための施設
- ㉑ 公衆便所
- ㉒ 公共用歩廊

5. 特別特定建築物の要件（法第2条第17号関係）

法第2条第17号の特別特定建築物に該当するものとして政令で定める建築物は、次に掲げるものとします。

- ① 盲学校、聾学校又は養護学校
- ② 病院又は診療所
- ③ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ④ 集会場又は公会堂
- ⑤ 展示場
- ⑥ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ⑦ ホテル又は旅館
- ⑧ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- ⑨ 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、身体障害者等が利用するものに限る。）
- ⑩ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- ⑪ 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
- ⑫ 博物館、美術館又は図書館
- ⑬ 公衆浴場
- ⑭ 飲食店
- ⑮ 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- ⑯ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- ⑰ 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
- ⑱ 公衆便所
- ⑲ 公共用歩廊

6. 建築物特定施設の要件（法第2条第18号関係）

法第2条第18号の建築物特定施設に該当するものとして政令で定める施設は、次のとおりとします。

- ① 出入口

- ② 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
- ③ 階段（その踊場を含む。以下同じ。）
- ④ 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
- ⑤ エレベーターその他の昇降機
- ⑥ 便所
- ⑦ 敷地内の通路
- ⑧ 駐車場
- ⑨ 客室（ホテル又は旅館に設けられるものに限る。）
- ⑩ その他国土交通省令で定める施設

7. 建築主事を置く市町村内の建築物で、所管行政庁が都道府県知事となるものの要件（法第2条第20号関係）

法第2条第20号の政令で定める建築物は、

- ① 建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第6条第1項第4号に掲げる建築物（その建築等に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物
- ② 建築基準法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（二に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）
 - 一 延べ面積が10,000平方メートルを超える建築物
 - 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第51条等並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

とします。

8. 基準適合性審査等に関する政令で定める規定（法第9条関係）

法第9条第1項の政令で定める規定は、事業法の審査の際に併せて移動等円滑化基準との適合性審査を行う対象を定めるものであり、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）、軌道法（大正10年法律第76号）、自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）等の事業に係る許可、認可等に関する規定とします。

また、法第9条第2項の政令で定める規定は、旅客施設の建設及び大規模な改良を行う際の届出について、事業法の届出がある場合には不要とすることとなる対象を定めるものであり、鉄道事業法、軌道法施行令（昭和28年政令第258号）等の事業に係る旅客施設の変更の届出に関する規定とします。

9. 基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模（法第14条第1項関係）

法第14条第1項の政令で定める規模は、特別特定建築物の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計が2,000㎡（公衆便所にあっては50㎡）とします。

10. 建築物移動等円滑化基準（法第14条第1項関係）

法第14条第1項の政令で定める建築物移動等円滑化基準は、

- ① 廊下等について、表面を滑りにくい仕上げにするとともに、階段又は傾斜路の上端に近接する部分に視覚障害者用点状ブロックを設けること。
- ② 階段について、手すりを設けること、表面を滑りにくい仕上げとすること、踏面の端部を周囲との明度差を大きくするなど識別しやすくするとともにつまづきにくい構造とすること、上端部に視覚障害者用点状ブロックを設けること、主たる階段は原則回り階段としないこと。
- ③ 傾斜路について、勾配が1/12を超えるか高さが60cmを超える部分には手すりを設けること、表面を滑りにくい仕上げとすること、周囲との明度差を大きくするなど識別しやすくすること、上端部に視覚障害者用点状ブロックを設けること。
- ④ 便所について、車いす使用者用便房を一以上設けること、リップ式小便器、水洗器具を設けること。
- ⑤ ホテル等の客室について、一定の要件に該当する場合、そのうち一以上は高齢者、障害者等が利用しやすい構造とすること。
- ⑥ 駐車場について、そのうち一以上に車いす使用者用駐車施設を設けること。
- ⑦ 敷地境界から利用居室まで等の経路について、エレベーターの設置等により段を設けない等とすること。
- ⑧ 一定のエレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設等の付近に、利用円滑化のための主要な設備があることを表示する標識を設けること。
- ⑨ 利用円滑化のための主要な設備の配置を案内するための設備又は案内所を設けること。
- ⑩ 視覚障害者用案内設備までの経路に視覚障害者用誘導ブロックを設けること。等とします。

11. 容積率の特例において算入されない床面積の基準（法第19条関係）

法第19条の政令で定める床面積は、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとします。

12. 市町村による国道及び都道府県道に係る権限の代行（法第32条第5項関係）

法第32条第5項の政令で定める権限は、以下に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとします。

- ① 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第4条第1項第4号、第11号の4、第

12号（道路法第46条第1項第2号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。）、第14号、第14号の2、第16号、第17号及び第21号（同法第95条の2第1項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもの

- ② 電線共同溝整備法第4条第4項（電線共同溝整備法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定により申請を却下すること。
- ③ 電線共同溝整備法第5条第2項（電線共同溝整備法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。
- ④ 電線共同溝整備法第6条第2項（電線共同溝整備法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。

また、これらの権限を代行するにあたっての必要な手続きについて規定します。

13. 保留地の特例が適用される施設の設置者（法第39条第1項関係）

保留地の特例の対象となる特定旅客施設等は、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人が設置するものとします。

14. 保留地の対価に相当する金額（法第39条第3項関係）

土地区画整理事業の施行者が保留地を処分したときに、当該保留地の対価に相当する金額として、従前の宅地について所有する等の権利を有する者に対して、交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を換地処分の公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とします。

15. 所管行政庁による報告、立入検査の手続（法第53条第3項関係）

所管行政庁は、一定規模以上の特別特定建築物の建築主等及び建築物特定事業を実施する建築主等に対して、建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項について、報告、立入検査等を行うことができるものとします。

16. その他

その他附則で所要の改正を行います。